

茨城県土木部建設工事の中間検査の実施に係る当面の運用について

(目的)

1. この運用は、茨城県土木部建設工事検査要領第10条の運用にあたり、土木部が所管する建設工事の中間検査が適切に行われることを目的とする。

(実施時期等)

2. 中間検査は、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で実施するものとし、監督員は検査員と協議のうえ、別紙を参考に決定するものとする。

また、設計及び現場条件の照査や工程見直し等を踏まえ、当初設定されている中間検査時期等について、受注者から変更の申し出があった場合は、監督員は、別紙を参考に検査員と実施時期等を協議のうえ、変更を検討すること。

(検査)

3. 中間検査は実地にて行うものとし、検査員は、工事の施工状況、出来形、品質および出来ばえについて確認及び評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項等を把握(※)するものとする。

(※) 監督員における現場の把握状況や指示事項等を含む

(指導及び助言)

4. 検査員は、茨城県土木部工事成績評定要領に定める、施工プロセスチェックリスト(案)、別添の施工体制台帳等のチェックリスト(案)及び工事安全チェックリスト(案)等を参考に、工事の施工状況や安全に関する事項等の確認について、監督員に指導及び助言を行うものとする。

(検査の省略)

5. 中間検査を省略できる工種は除草、区画線の工事等とする。

(その他)

6. 追加特記仕様書記載例を以下に示す。

※)斜体表示は追特仕作成上の注意事項であるため本文から消去すること。

(当初中間検査が予定されているものに記載)

第〇条 中間検査

(1)本工事は、土木工事共通仕様書 3-1-1-6 2中間検査の対象工事である。

1)中間検査は工事規模、工事全体の検査時期、主要工種等を考慮して、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で設定している。本工事の実施回数は〇回(既済部分検査と同時実施する中間検査を含む)を予定している。

※)〇の部分は別紙に基づいて設定する。

2)工種及び実施時期(段階)については、下表のとおりとする。

※)RC橋脚複数基、それぞれに基礎杭が有る工事の例

工種	実施時期(段階)	備考
RC橋脚工	基礎杭の一部完了時	杭頭処理完了時
RC橋脚工	橋脚躯体工の一部完了時	不可視部は埋戻し前

※)この部分に必要な応じ、以下の注意書きを加えることが望ましい。

工種及び実施時期(段階)を示した表の下に加える注意書きの例

(杭の検査時期)

注)基礎杭の一部完了時とは、少なくともRC橋脚工1基について、杭頭処理及び出来形管理まで完了した段階とし、原則としてフーチングの鉄筋組立開始までに実施するものとする。

(躯体工の不可視部分)

注)橋脚躯体工の一部完了時とは、不可視部の出来形・品質管理まで完了した段階とし、埋戻し開始までに実施するものとする。

3)設計・現場条件の照査や工程見直し等を踏まえ、当初設定されている中間検査の時期・対象工種等が不適当と考えられる場合は、監督員と協議するものとする。

付則

- 1 この運用(案)は令和8年4月1日より施行する。
- 2 施行日以後に工事起工決議した工事及び知事が別に指定する工事について適用し、施行日前に工事起工決議した工事(知事が別に指定する工事を除く。)については、なお従前の例による。

別紙

中間検査の実施時期(段階)の目安等一覧表

1 土木主管課の工事

① 電気及び機械設備以外の工事

主工事	工種	実施時期(段階)	
河川	護岸、護床、根固め、水制、 床止め・床固め	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造物の不可視部(一部)完了時(埋戻し前、覆土前、仮締切撤去前で対象物が確認できる時期) ・主工種の 1/3～1/2 程度の施工完了時 	
	樋門・樋管、水門、 堰、排水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎杭(一部)完了時(杭頭処理完了時で構造物の鉄筋組立開始前) ・地盤改良(一部)完了時 ・コンクリート構造物の一部完了時(施工が 1/3～1/2 程度の段階) ・構造物の不可視部完了時(埋戻し前、仮締切撤去前で対象物が確認できる時期) 	
	水路トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・支保工(一部)完了時(ロックボルト打込み、吹付けコンクリートを含む) ・覆工コンクリート一部完了時(施工が 1/3～1/2 程度の段階) 	
海岸・港湾	護岸等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に準じる 	
	突堤・人工岬	<ul style="list-style-type: none"> ・主工種の 1/3～1/2 程度の施工完了時 	
	ケーソン	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーソン製作の配筋、寸法及び仮置き状態 	
砂防・急傾斜	砂防堰堤	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート堰堤一部完了時(施工が 1/3～1/2 程度の段階) ・鋼製堰堤現場施工一部完了時(施工が 1/3～1/2 程度の段階) ・堰堤基礎(掘削完了後でコンクリート打設前の床付け状況等) 	
	護岸等 斜面对策	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に準じる ・主工種の 1/3～1/2 程度の施工完了時 	
道路	道路改良	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造物の施工が全体の 1/3～1/2 程度完了した段階 ・コンクリート構造物の埋戻し前 ・地盤改良の(一部)完了時 	
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤工の一部又は完了時 ・主工種の 1/3～1/2 程度の施工完了時 	
	橋梁下部	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎杭(一部)完了時(杭頭処理まで、フーチングの鉄筋組立開始前) ・構造物の不可視部(フーチング等)完了時(埋戻し前) ・鋼製橋脚は仮組立完了時(段階確認は検査と同日実施可) 	
	橋梁上部	<ul style="list-style-type: none"> ・直接仮組立完了時(段階確認は検査と同日実施可) ・シミュレーション仮組立時(部材精度確認、段階確認は検査と同日実施可) ・ポステン桁製作工(配筋、シース配置状況) 【合成床版工を含む工事】 ・架設(一部)完了時(床版コンクリート打設前。架設出来形管理図表整理まで。) 【床版工事が別発注の場合】 ・架設一部完了時(架設出来形管理図表整理まで) 	
	コンクリート橋(PC)上部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート打設一部完了時(全体の 1/3～1/2 径間完了時) ・プレキャスト桁架設(一部)完了時(床版コンクリート着手前・架設出来形管理図表整理まで) ・プレキャストセグメント桁製作完了時(製作出来形・品質管理図表整理まで) 	
	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・支保工(一部)完了時(ロックボルト打込み、吹付けコンクリートを含む) ・覆工コンクリート一部完了時(全体の 1/3～1/2 完了時) 	
	共同溝	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート打設一部完了時(覆工又は立溝の 1/3～1/2 完了時) 	
	電線共同溝	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝等(施工が 1/3～1/2 程度完了時) 	
	下水道	処理場等	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工及び配筋
		シールド工事	<ul style="list-style-type: none"> ・シールド掘削(一部)完了時(2次覆工の 1/3～1/2 程度完了時) ・シールド及び推進工事の立坑に到達する前
その他	<ul style="list-style-type: none"> 多工種にわたる工事 重要なコンクリート構造物 重要な二次製品 塗装工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる工種の項目で実施 ・コンクリート構造物の鉄筋・型枠工の組立時又は完了時(コンクリート打設前) ・重要な二次製品構造物等 ・大規模な塗替え工のケレン 	

電気及び機械設備工事

主工事	施工内容	実施時期(段階)
電気設備工事	躯体埋込、水没、覆土等により隠ぺいされる主要な機器(汎用品を除く)	隠ぺいされる前
機械設備工事	仮設足場の解体により現場確認が困難となる主要な機器(汎用品を除く)	仮設足場等解体前
	施工上の重要な変化点など、中間時点での出来高の良否が品質に大きく影響する場合	次の工程に進む前
	特注機器等の工場製作	工場出荷前(工場検査)

2 建築主管課の工事

主工事	工種	実施時期(段階)
建築	鉄骨造又は 鉄骨鉄筋コンクリート造	・基礎配筋、1階部分の鉄骨の建て方
	鉄筋コンクリート造	・基礎配筋、2階の床(地上1階の場合は屋根版)及びこれを支持するはりの配筋
	木造	・基礎配筋、屋根及び軸組
	電 気	・高圧機器等の工場出荷前(工場検査) ・配管、配線工の施工が1/3～1/2程度完了の段階
	機 械	・特殊機器等の工場出荷前(工場検査) ・配管工、ダクト工の施工が1/3～1/2程度完了の段階
	改修工事等	・主工種の1/3～1/2程度の施工完了時
	その他	・必要と認められるもの 大規模又は特殊な架構(カーテンウォールを含む)の製作(加工又は仮組検査) 主要構造物の杭、基礎及び地下階の山留工 主要構造物の建て方、配筋及び躯体

(各工事共通事項)

- * 主たる工種や構造物の完了時、不可視部完了時に受検することを原則とするが、既済部分・完成検査の時期、工程を勘案し、一部(全体工事量の概ね1/3～1/2)完了時となることもあるがよい。
- * 完成部分を一般供用する場合は、当初から一部完成として契約図書に記載し、部分引渡検査を実施すること。

施工体制台帳等のチェックリスト（案）

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。		
項目	結果	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格		
・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		

<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 		
<ul style="list-style-type: none"> ・一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況 		
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての下請負人の請け負った工事の名称、内容及び工期 		
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日 		
<ul style="list-style-type: none"> ・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格 		
<ul style="list-style-type: none"> ・1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地 		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 		

・下請負人における一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況		
-----------------------------------	--	--

チェックポイント	結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)		
項目	結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し (公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)		
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容		
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法		下請代金のうち労務費相当部分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があったから、代金の支払まで50日以内。
⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容		
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑮契約に関する紛争の解決方法		
②全ての再下請通知書		
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		(施行規則第14条の4)

①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・再下請負人における一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況		
③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）		
④主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
⑤主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
(3) 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか、同規模同業者が下請にいないか確認。
(5) JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。

<p>(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認。</p>	<p>契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。</p>
---	--

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか(建設業法第24条の8第4項、入札契約適正化法第15条第1項)。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など。
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか(建設業法施行規則第14条の3)。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

<p>(3) 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>	<p>公衆の見やすい場所に（建設業法第 40 条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第 25 条）が記載された標識かどうか確認。</p>
<p>(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>	<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第 90 条）を提出させる。</p>
<p>(5) 労災保険に関する掲示の確認</p>	<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第 4 9 条）</p>

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第24条の8）。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第15条第2項）。
(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認。
・施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2第1項）。		
・施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）。		追加、変更についても、その内容を確認。
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認。 ・直営施工個所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認。		<ul style="list-style-type: none"> ・実際の直営施工個所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取って確認。 ・実際の直営施工個所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 →疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐に関し、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任（特例監理技術者を除く。）かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第26条第5項）。
① 当該主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を除く。）又は監理技術者補佐の現場専任制の確認		日報等で専任制を確認。
② 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実にやっているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭試問等により確認。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う（平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。）
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず（建設業法第26条）、公共性のある工作物に関する重要な工事では建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙2）「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照。

(別紙 1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>		<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>		<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>・所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。</p> <p>ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織再編に伴う所属建設業者の変更（注2）があつた場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者</p>

	<p>により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。</p> <p>注1：国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）</p> <p>注2：合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所属建設会社の変更については、契約書又は登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>
--	---

(別紙2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者から聞き取りを行う。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者から聞き取りを行う。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者から聞き取りを行う。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者から聞き取りを行う。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者から聞き取りを行う。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取りを行う。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

入札



契約

工事内容、施工体制の内容について
請負業者と打合せ

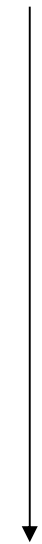


工事の着手

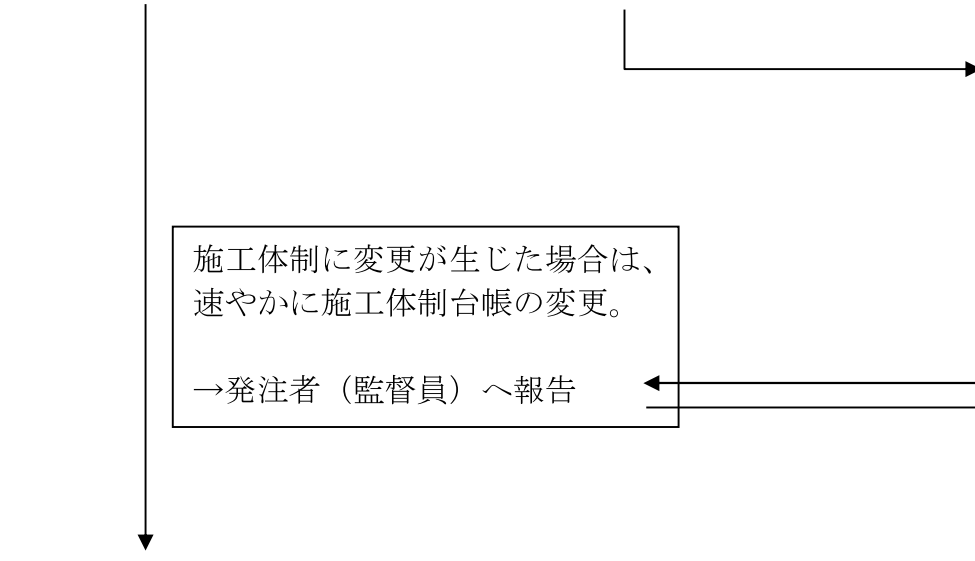
現場に備え置く (発注者 (監督員) への写しの提出)

- ・ 内容のチェック (事前確認)
- ・ 不備・変更について確認
(不備・変更内容について報告を求めめる。)
- ・ 現場での施工体制等をチェック

施工体制に変更が生じた場合は、
速やかに施工体制台帳の変更。
→発注者 (監督員) へ報告



※現場確認



工事安全 チェックリスト(案)

別添

実施日:			
工事番号:		路河川名:	
工事名:		工事箇所:	
項目	細目《法:建設業法》、〔則:労働安全衛生規則〕	良否	特記事項
安全対策の点検・強化	1 現場代理人の常駐(約款第10条の2)		
	2 主任技術者・管理技術者(資格者証、講習修了証)の専任《法第26条1~5項》		
	3 建設業の許可【公衆】、労災保険関係成立票【関係者】、建築確認の標識【公衆】の掲示《法 第40条他》		
	4 建設業退職者共済制度の標識(シール)【関係者】《中小企業退職金共済法》		
	5 施工体制台帳の備付、施工体系図の掲示【公衆】《法第24条の7第1項》		
	6 緊急連絡体制表の掲示【関係者】		
	7 作業主任者〔則第18条〕、安全衛生推進者の掲示【関係者】〔則第12条の4〕		
	8 有資格者一覧表の掲示【関係者】		
	9 新規入場者教育〔則第35条〕、月例安全訓練等の実施		
	10 作業手順の確認<安全ミーティング(KY活動)>【関係者】〔則第165条他〕		
	11 休憩場所等の確保、快適な作業環境確保への取組〔則第163条〕		
	12 注意喚起標識の設置、安全標語の掲示【関係者】		
	13 作業中止基準〔則第245条他〕及び指示系統の設定と明示【関係者】		
	14 消火設備の配置と明示【関係者】及び火元責任者による確認点検の実施〔則第312条他〕		
	15 救急用具(担架・救急箱等)の設置〔則第633条〕、熱中症への対策〔則第617条〕		
墜落・転落事故防止	16 安全帯の着用(作業場所高さ2m以上)と安全帯取付設備の設置〔則第518条他〕		
	17 作業床の設置(作業場所高さ2m以上)最大積載荷重の表示〔則第518条他〕		
	18 作業床、開口部、架設通路等への転落防止施設(手すり、囲い、ネット、蓋)の設置〔則 第519条他〕		
	19 階段等の昇降設備(高さ又は深さ1.5m超え)の適切な配置〔則第526条〕		
倒壊・転倒事故防止	20 スレート等の屋根上の危険防止対策(歩み板、防網の設置)〔則第524条〕		
	21 建設機械の転倒、転落防止対策及び誘導者の配置〔則第157条〕		
	22 通路面のつまづき、すべり、踏抜等の危険防止〔則第542条〕		
はさまれ・巻き込まれ事故防止	23 安全通路、避難用出口の設置及び表示〔則第540条〕		
	24 建設機械等の作業区域における立入禁止区域の設定、表示等〔則第158条他〕		
	25 作業手順の確認、声掛けや合図の徹底〔則第159条他〕<誘導員、作業指揮者の配置>		
飛来・落下事故防止	26 有資格者による重機操作・取扱者(正・副)明示及び離れる場合の措置〔則第160条他〕、重機の定期検査及び日常点検の実施〔則第167条他〕、持込機械使用届の措置〔則第667条他〕		
	27 玉掛け作業の安全管理<ワイヤーロープの点検色>〔則第174条他〕		
	28 落下物及び飛来物防止対策(防護網)及び立入禁止区域の設定〔則第537条他〕		
掘削及び埋設物等	29 保護具(ヘルメット、安全靴、保護眼鏡等)の着用〔則第517条他〕		
	30 掘削作業時の危険防止対策(土止め支保工、防護網等の設置)〔則第361条他〕		
	31 埋設物・架空線等又は建設物調査及び補強、防護の措置〔則第35条他〕		
環境対策等	32 運搬機械等の運行経路等の明示及び誘導者の配置〔則第364条他〕		
	33 過積載防止に取り組む姿勢の有無		
	34 現場内の整理整頓及び注意喚起標識<作業現場、作業通路等>〔則第35条の6〕		
第三者災害防止	35 資材、廃材、可燃物等の適切な分離		
	36 河川等への油・液体有害物質の流出防止(オイルフェンス、吸着マット、処理剤等の備え付け)		
	37 騒音、振動、粉塵や悪臭に対する配慮		
電気設備	38 工事区域外へのクレーン等の倒壊防止策(敷鉄板、地盤改良等による地盤強化)〔則第 173条〕		
	39 工事安全看板等による周知及び交通整理員等の配置、段差、不陸、隙間等の解消		
	40 保安柵、保安灯、照明灯等の保安施設の適切な設置、工事現場と一般区域との適切な分離措置		
緊急時の対策	41 歩行者通路及び車線の十分な確保		
	42 交通規制標識、警戒標識、迂回案内板等の適正配置		
	43 資格・取扱責任者・漏電遮断機・アース・分電盤周りの措置・先行表示・接地抵抗・配線・年次点検〔則第333条他〕		
その他	44 大雨、強風、雷、雪、地震等の十分な対策		
	45 建設機械の用途外使用の有無		
	46 ガス溶接機の火気使用申請書・取扱責任者・危険表示の明示、ホッパの取扱・保管状況の確認、保護具着用確認		
	47 有機溶剤の取扱責任者、保管状況、マスクの装着、換気、危険表示、酸欠防止対策の措置		
	48 道路使用許可条件等関係法規の遵守【公衆】		
	49 その他()		
メモ			